令和7年度山口県共通封筒広告募集要項

山口県では、県資産等を広告媒体として提供することにより、県の新たな財源を確保 し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業 を行っています。

つきましては、令和7年度共通封筒に掲載する広告を次のとおり募集します。

1 広告関係規程

広告掲載は、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」、「山口県共通封 筒広告掲載要領」に基づいて行います。

2 封筒の規格等

(1) 規格

角形2号 長形3号

(2) 紙 質

角形2号 再生クラフト85g(茶)グリーン購入法に適合 長形3号 再生クラフト70g(茶)グリーン購入法に適合

(3) 刷り色

表面:1色(黒) 裏面:1色(黒)

(4) 製 袋

ヨコ貼り

3 広告の規格等

(1) 広告の募集枠数

角形 2 号 4 枠 長形 3 号 2 枠

(2) 広告枠(1枠)の大きさ

角形 2 号 縦 1 2 0 cm \times 横 1 0 2 cm 長形 3 号 縦 8 0 cm \times 横 1 0 2 cm 同一業者による複数封筒、複数枠の申込み可。

(3) 広告の掲載の位置

封筒の裏面(刷り色:黒)

4 広告掲載の期間

1年間(令和7年5月~令和8年4月)

上記広告掲載の期間に共通封筒を使用するものとしますが、この期間以前に作成した共通封筒の在庫がある場合、当該在庫分の封筒も使用できるものとします。

また、広告掲載の期間に作成した共通封筒は、広告掲載期間後においても、使用することができるものとします。

5 予定使用数量

- ・角形2号 128,000枚(前年度購入見込数のため増減があります。)
- ・長形3号 118,000枚(前年度購入見込数のため増減があります。)

6 広告掲載料の申込み価格

- ・角形2号 1枠当たりの募集最低価格 110,000円とします。
- ・長形3号 1枠当たりの募集最低価格 110,000円とします。

(消費税及び地方消費税を含みます。)

同一業者による複数封筒、複数枠の申込みができます。

なお、広告掲載の期間に県が使用した共通封筒の数量が、前記5の予定使用数量に 定める封筒の予定使用数量に至らない場合、又は超える場合であっても、前項に定め る広告掲載料及び前記4の広告掲載の期間に定める広告掲載期間は変更しません。 おって、広告デザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担となります。

7 広告掲載の要件

- (1) 山口県広告掲載基準第3条に該当する業種又は事業者の広告は掲載できません。
- (2) 山口県広告掲載基準第4条及び第5条に該当する内容の広告は掲載できません。 詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してくだ さい。

8 応募方法

「山口県共通封筒広告掲載申込書」(第1号様式)に必要事項を記入し、必要書類 を添付した上で、山口県物品管理課に郵送又は持参してください。

なお、応募時点においては、提出していただく広告原稿は案の段階のもので構いませんが、広告内容について県が十分に審査できるよう、できるだけ実際に掲載を希望する原稿に近いものを提出してください。

応募があった場合は、この募集要項の内容を了承し、これらを遵守することに同意 したものとみなします。

9 募集期間

令和7年1月29日(水)から令和7年2月12日(水)まで

10 広告主の決定方法

- (1) 県の定めた基準(前記7 広告掲載の要件)により、共通封筒への広告の掲載が適当であると認めたもののうち、広告掲載申込書に記載されている1枠当たりの申込額の高い順に決定します。
- (2) 同額での申込者が2者以上あるときは、申込枠数の多い順に、また申込枠数が同数の場合はくじにより決定します。
- (3) 広告主を決定したときは、申込者に掲載又は不掲載の旨を文書により通知します。

11 広告原稿の提出期限等

広告主に決定された場合は、前記 10(3)の通知後 1 0 日以内に、紙媒体及び電子データの広告原稿(イラストレーター形式、JPEG等の汎用性の高いデータ形式)を 山口県物品管理課に郵送又は持参してください。 なお、提出していただいた広告原稿が掲載にふさわしくない場合には、内容の変更 をお願いすることがあります。

おって、原則、掲載広告は契約期間中、同一のものとします。

12 広告掲載料の納付

県が指定する期日(4月下旬を予定)までに、県が発行する納入通知書により一括して前納してください。

13 広告主の責に帰すべき事由により広告が掲載されない場合の広告掲載料及び損害 賠償について

契約締結後は、広告主の責に帰すべき事由により広告が掲載されない場合であっても、広告主は広告掲載料の減額請求等の一切の請求を行うことができません。

また、封筒の再印刷の必要を生じさせるなど県に損害を及ぼした場合は、その損害額も賠償していただきますので御了承ください。

14 お問い合せ先・お申込み先

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

山口県会計管理局物品管理課調達班

TEL: 083-933-3960

FAX : 083 - 933 - 3969